

第4章

計画の実現に向けて

第1節	計画の推進体制	P.106
第1	高齢者福祉推進協議会	
第2	地域包括支援センター運営等協議会	
第3	専門職・事業者による協議会	
第2節	他計画との整合性	P.107

第1節 計画の推進体制

高齢者総合計画の実現のため、第5期においても引き続き「高齢者福祉推進協議会」及び「地域包括支援センター*運営等協議会」を設置し、それぞれが機能するよう努めます。また、「介護支援専門員調布連絡協議会」や「介護保険サービス事業者調布連絡協議会」とも連携し、調布市の高齢者福祉全体がより豊かなものになるよう、高齢者総合計画を推進します。

第1 高齢者福祉推進協議会

計画策定にあたり中核的役割を担ってきた高齢者福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、平成12年度から設置しています。市民、事業者、各分野の専門家との協働のもと、高齢者の福祉施策に関する情報共有や検討の場となっています。

高齢者総合計画の適正な推進のため、介護保険部会と高齢福祉部会の2つの部会を設置し、各部会において、年度ごとに計画の達成状況の点検や評価を行います。

なお、推進協議会で審議した内容については、高齢者支援室の窓口やホームページで広く市民に公表します。

第2 地域包括支援センター運営等協議会

地域包括支援センター及び地域密着型サービス*の適正な運営を図るため、平成18年度から地域包括支援センター運営等協議会（以下「運営等協議会」という。）を設置しています。

運営等協議会では、地域包括支援センターの設置に関する事、同センターの公正・中立性の確保、人員確保に関する事のほか、地域包括ケアの実現に向けて、地域の介護サービス体制について協議します。

地域包括支援センターの円滑な運営にあたっては、常に運営等協議会の関与、すなわち、地域の意思にもとづいて行われることが重要であり、運営方針については、運営等協議会の審議を経て行われることとなっています。

なお、運営等協議会は、地域密着型サービス運営委員会も兼ねており、地域密着型サービスの適正な運営の確保についても、あわせて協議を行っています。

第3 専門職・事業者による協議会

1 介護支援専門員調布連絡協議会

ケアマネジャー*が利用者の自立支援の視点を持ち、質の高いケアマネジメントができるよう、個々のケアマネジャーの質の向上を図ることを目的とし、主に各種研修や情報提供を行っています。

2 介護保険サービス事業者調布連絡協議会

利用者に良質なサービスを提供する立場から、事業者相互の情報交換、サービスの質の向上に資する研修等を行っています。

第2節 他計画との整合性

第1章「計画策定にあたって」で述べたとおり、高齢者総合計画は、「調布市基本構想」を基盤として、「調布市地域福祉計画」「調布市障害者総合計画」「調布市民健康づくりプラン」「調布市次世代育成支援行動計画」等との整合性を図りながら、計画の実現に取り組むことが必要です。

そのために、庁内の関係部署との緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開し、この計画の総合的かつ効果的・効率的な推進体制を整えることに努めます。

また、高齢者総合計画における施策を推進し、目標を達成するために、必要に応じて国や東京都に対し制度の改善や財政措置の強化を求めています。